

消防
なんでも

南部分署



119番通報について

火災や救急で119番通報する際は、以下の項目は必ずお伝えください。(緊急時以外の電話は以下の電話番号へお電話下さい。)

〈救急〉

- ① 場所(住所・目標物)
- ② 名前・電話番号
- ③ 症状(意識・呼吸の有無)

〈火災〉

- ① 場所(住所・目標物)
- ② 名前・電話番号
- ③ どこで何が燃えているのか

これに付け加え色々な情報を消防署からお尋ねいたしますので最後まで落ち着いて正確にお伝えください。



住宅用火災警報器について

今年の6月1日から住宅用火災警報器の設置が義務化されることになりました。安全の為に設置しましょう。

何か質問がございましたら、南部分署または消防本部までお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

阿蘇広域消防本部南部分署 Tel 621-90034
阿蘇広域消防本部 Tel 0967-34-00024

こちら
高森警察署
です!



カギかけ運動の推進について

高森警察署管内では1月から4月まで25件の刑法犯が発生しており、そのうち20件が盗難被害によるものです。

車上狙いや自転車盗難被害では、ほとんど無施錠のまま盗難被害に遭われており、施錠していれば盗難被害に遭わなかったことも考えられます。

※次の防犯対策をお願いします

- 自家用車内に貴重品を置いたままにしない
- 鍵をつけたままにしない
- 駐車時は施錠を徹底する
- 自転車には2重ロックをお願いします

行方不明事案の発生について

5月の行方不明事案に入り、管内では、お年寄りが山菜採り等で行方不明となる事案が相次いで発生しました。

幸い、事故等なく発見に至りましたが、危険と隣り合わせであることから家族、地域での話し合い等の場を設けて以下の対策をお願いします。

※防止対策

- 行き先、帰り時間等を家族に知らせておく
 - 単独での行動は絶対に行わず、2人組以上での行動を行う
 - 携帯電話をお持ちの方は、必ず持参する。
- 携帯電話のエリア外(不感地帯)がありますが、移動すれば使用できる可能性があります。

お問い合わせ先

高森警察署 Tel 621-0110

知っておきたい
税情報



源泉所得税の納期の特例と納付

給与などの支払の際に徴収した所得税(源泉所得税)は、給与などを支払った月の翌月10日までに納付しなければなりません。納付すべき税額がない場合であっても、翌月10日までに納付書(給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書)を税務署へ提出していただくこととされています(e-Tax(国税電子申告・納税システム)の利用又は郵送等による提出もできます。)

ところで、給与の支給人員が常時10人未満の事業所では、一定の手続をすることにより、源泉所得税の納付を年2回で済ませることができる「源泉所得税の納期の特例」制度があります。

「納期の特例」を利用しますと、1月から6月までに支払った給与などの源泉所得税は7月10日までに、7月から12月までに支払った給与などの源泉所得税は翌年の1月10日までに半年分をまとめて納付することができます。

なお、既に「納期の特例」を利用されている方の平成23年1月から6月までに徴収した源泉所得税の納付は、7月11日(月)までとなっております。

源泉所得税のごことでお分かりになりましたら、阿蘇税務署にお気軽にお尋ねください。

● 国税庁ホームページ
<http://www.nta.go.jp>



お問い合わせ先

阿蘇税務署 Tel 0967-22-0551